

自由民主党山梨県支部連合会
女性局要望

回 答 書

平成28年3月23日

山 梨 県

自由民主党山梨県支部連合会 女性局要望項目一覧

項目内容		担当部局
1	女性特有の健康問題に関する相談・啓発体制の構築	
①	「女性の健康110番」などの相談窓口の設置や情報センターの設立	福祉保健部
②	健康診断内容の改善、特に女性限定診断項目の追加	福祉保健部
③	妊娠・出産に関する正しい知識の醸成と妊産婦健診機会の充実、産前・産後ケアの拡充	福祉保健部
④	女性生活用品・製薬関係企業、団体に対する啓発活動の協力依頼	福祉保健部
⑤	公共、商業施設等のトイレ等における啓発活動の協力依頼	福祉保健部
2	女性の健康に関する公教育の充実	
①	年齢に適した健康教育の充実	教育委員会
②	養護教諭等に対する適切な情報提供	教育委員会
③	成長期の女性特有の課題とスポーツ指導者に関する教育の充実	教育委員会
3	「産前産後ケアセンター」の県民への周知	福祉保健部
4	「地域医療構想」による病床の削減への対応	福祉保健部
5	不妊（不育、男性不妊）治療への助成制度の充実	福祉保健部

1 女性特有の健康問題に関する相談・啓発体制の構築について

【要望内容】

- ① 「女性の健康110番」などの相談窓口の設置や情報センターの設立

【対応方針】（回答：健康増進課）

県では、平成19年度、女性特有の疾患の予防や早期発見に資するため、女性健康相談センターを甲府市内に開設し、その後、女性が身近な場所で気軽に相談できる体制を整備するため、センターの機能を保健所に移管したことから、現在、県内5圏域の保健所において相談対応を行っています。

今後、女性特有の疾患についての新たな情報の収集・蓄積に努めるなど、更にきめ細やかな対応を行うための取り組みを進めて参ります。

また、不妊に悩む夫婦の相談については、不妊（不育）専門相談センター「ルピナス」（甲府市）で対応しています。

平成28年1月12日からは、妊娠・出産や産後の子育てについての相談を、365日24時間体制で受け付ける電話相談窓口を産前産後ケアセンター内に開設したところであり、産前産後の母親への切れ目ない支援を強化して参ります。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
不妊専門相談センター事業費	871
産前産後電話相談事業費	11,964

1 女性特有の健康問題に関する相談・啓発体制の構築について

【要望内容】

- ② 健康診断内容の改善、特に女性限定診断項目の追加

【対応方針】（回答：健康増進課）

市町村が行う健康診断については、現在、女性特有のものとして骨粗鬆症に係わる診断項目を取り入れている市町村があります。女性特有の健康問題については、思春期から30歳代、中・高年期等それぞれの年代において様々な状況がみられることから、これらに応じた検査項目の追加等について研究して参ります。

若年層の罹患が多い傾向にある子宮頸がんや乳がんについては、がん検診の受診率の向上を図るための取り組みを推進しています。

特に、子宮頸がんにつきましては、本年度から、県内の女子大学生を対象として、正しい知識の普及を図るための講習会の開催や無料で検診を受ける機会の提供など受診率向上のためのモデル事業を実施しています。

また、市町村においては、子宮頸がん・乳がん検診について、クーポン券を活用した受診率向上のための取り組みも行われているところであり、受診率の更なる向上に向け市町村への働きかけを強化して参ります。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
子宮頸がん検診受診率向上モデル事業費	1,442
市町村健康増進支援事業費	55,708

1 女性特有の健康問題に関する相談・啓発体制の構築について

【要望内容】

- ③ 生物学的見地も含め妊娠・出産に関する正しい知識の醸成と、妊産婦健診機会の充実、産前・産後ケアの拡充

【対応方針】（回答：健康増進課）

妊娠した女性が市町村に妊娠の届け出を行った時から、市町村の保健師等によるきめ細やかな支援が行われますが、その中で、妊婦が、妊娠・出産に関する正しい知識を獲得するための指導・助言等が行われます。

また、妊婦健診につきましては、県内全市町村において、国が基準として定める妊娠中14回の健診が実施されています。

今後、保健師等の資質向上、妊婦健診の充実を図ろうとする市町村に対し、必要な助言を行って参ります。

産前・産後ケアにつきましては、平成28年1月27日、国立民営方式による産前産後ケアセンターを整備し、県と市町村で構成する共同事業体が、運営事業者に業務を委託するかたちで、宿泊型産後ケア事業を開始したところです。

今後、山梨方式で開設したこの施設が、産後間もない母親の癒やしの場として活用されるよう十分な周知に努めて参ります。

平成28年1月12日からは、妊娠・出産や産後の子育てについての相談を、365日24時間体制で受け付ける電話相談窓口をセンター内に開設したところであり、産前産後の母親への切れ目ない支援を強化して参ります。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
産前産後ケアセンター運営費補助金	27,064
産前産後電話相談事業費	11,964

1 女性特有の健康問題に関する相談・啓発体制の構築について

【要望内容】

- ④ 女性生活用品・製薬関係企業、団体に対する啓発活動の協力依頼
- ⑤ 公共、商業施設等のトイレ等における啓発活動の協力依頼

【対応方針】（回答：健康増進課）

- ④⑤ 健康に関する意識を県民に広く浸透させるためには、民間企業や団体等を巻き込んだ普及啓発活動を行うことが大切であり、県ではこれまで、民間企業等との協働によるがん検診受診率向上のためのキャンペーンなどを実施しているところです。

御指摘のありました、女性特有の健康問題に関する啓発については、このような視点から取り組みの在り方について研究して参ります。

2 女性の健康に関する公教育の充実について

【要望内容】

- ① 年齢に適した健康教育の充実
- ② 養護教諭等に対する適切な情報提供
- ③ 成長期の女性特有の課題とスポーツ指導者に対する教育の充実

【対応方針】（回答：教育委員会）

- ① 年齢に適した健康教育の充実については、学習指導要領に「学校における健康に関する指導については、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」と示されており、学校訪問等の機会を通じ、その趣旨を踏まえた教育活動の徹底について取り組んで参ります。
- ② 養護教諭等に対する適切な情報提供については、児童生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け望ましい行動選択が取れるよう、養護教諭のみならず一般の教職員も対象とした「性・薬物乱用防止教育研修会」などを通じて情報の共有を図って参ります。
- ③ 成長期の女性特有の課題については、学習指導要領「保健」に「思春期における性的成熟に伴い、心身の発達、心理面、行動面が変化することを理解し、異性を尊重する態度が必要であること」が指導内容として示されており、学校訪問等の機会を通じ、その趣旨を踏まえた男女相互の理解と協力の周知について取り組んで参ります。

スポーツ指導者に対する教育の充実については、中学校・高等学校の運動部顧問を対象とした研修や講習会のほか、今年度より国から受託した「運動部活動指導者支援事業」を活用しながら、スポーツ指導者に対する教育の充実に取り組んで参ります。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
性・薬物乱用防止教育研修会	26
運動部活動指導者支援事業	408

3 「産前産後ケアセンター」の県民への周知について

【要望内容】

県が主導的な役割を果たし「産前産後ケアセンター」を設置し、産後ケア事業を実施することになっている。このような取り組みをより多くの県民・母親に周知すること。

【対応方針】（回答：健康増進課）

産前産後ケアセンターの整備については、民立民営方式を導入し、選定事業者が建設・運営を行います。

宿泊型産後ケア事業につきましては、県と県内27市町村が共同事業体を形成し、この事業体がセンター運営事業者に業務委託を行い実施します。

この施設を多くの県民に活用していただきますよう、妊娠した女性に対しては、開設前から、市町村の窓口で妊娠届け等で来所した際、各人に産後ケア事業を紹介するちらしを配付するよう努めております。

また、県及び市町村の広報誌やホームページへの掲載、県テレビCMの放映等により広く県民への周知を図るとともに、運営事業者においては、産科医療機関等に対し宣伝活動を行うなど、周知を徹底して参ります。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
産前産後ケアセンター運営費補助金	27,064
産前産後電話相談事業費	11,964

4 「地域医療構想」による病床の削減への対応について

【要望内容】

現在、国全体の取り組みとして、都道府県ごとに病床数の削減が議論されており、山梨県も大幅な病床の削減を行わざるを得ない方向性が示されている。一方、現在でも多くの方が特別養護老人ホームの入所待ちの状態となっている。

今後の高齢化社会に向けて、病床の削減を行うのであれば、介護施設の充実や在宅医療の推進が必要不可欠である。抜本的な対策を望む。

【対応方針】（回答：医務課、長寿社会課）

地域医療構想については、昨年3月に国が公表した「地域医療策定ガイドライン」に基づき、各都道府県が推計人口や地域の医療需要を踏まえ、2025年を想定した医療機能別の必要病床数を示すものであり、高度急性期から回復期、在宅医療に至るまで、患者の状態に応じて切れ目なく、必要な医療提供体制の構築を目指すものであります。

その実現に向けた取り組みについては、知事は稼働している病床を削減させるような権限は有しておらず、あくまでも医療機関の自主的な取り組みが基本となっております。

特別養護老人ホーム等の介護施設については、介護保険の保険者である市町村が、施設への入所申込状況、介護保険料への影響などを総合的に勘案して策定する、介護保険事業計画等に基づき整備することとなっており、県では、市町村が介護施設等の必要量を適切に見込むよう働きかけるとともに、円滑に整備を進めていけるよう、地域医療介護総合確保基金を活用して特別養護老人ホーム等の整備に対し助成を行っています。

今後も、各市町村が地域の実情を踏まえる中で、適切な施設サービス等が提供できるよう、国補正予算等の活用も図りながら支援して参ります。

在宅医療については、昨年度から地域医療介護総合確保基金を活用して、県医師会等の医療関係団体が行う、在宅医療の推進に向けた協議会や研修会の開催、医療機器の整備、複数の医師等が連携して医療を提供するチームづくりなどに対して支援しております。

こうした取り組みにより、在宅医療を実施する医療機関の数は着実に増加しておりますが、今後も人材の確保を推進するなどの取り組みを進め、在宅医療の更なる充実・強化を図って参ります。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
介護基盤整備等事業費補助金	1,193,220
介護基盤開設準備等事業費補助金	236,451
在宅医療推進協議会設置事業	5,030
在宅医療提供体制機能強化事業費	50,000
在宅医療チーム形成促進事業費	5,000
在宅医療人材育成事業費	1,007

5 不妊（不育、男性不妊）治療への助成制度の充実について

【要望内容】

県では、不育症、男性不妊に悩む夫婦を支援するために今年度から国の不妊治療の助成制度に上乘せして県独自の助成制度を実施している。助成制度の周知及び男性不妊治療に関する助成上限額の撤廃を含む制度の充実を望む。

【対応方針】（回答：健康増進課）

平成27年4月より不育症治療費助成を、同年8月より男性不妊治療費助成を実施しています。

現在、制度を紹介するちらしを県内産婦人科医療機関、不妊（不育）専門相談センター「ルピナス」や保健所等に備え付けるとともに、県ホームページへの掲載等により周知を図っているところですが、今後、市町村の広報誌等を活用するなど、県民への周知を強化して参ります。

男性不妊治療については、保険適用外の特定不妊治療の一環として行われる「T E S E」等の治療を実施した場合、県単独で1回当たり7万5千円を限度に助成を行っていますが、国の予算成立を受け、15万円を限度とする拡充措置を講じたところです。

【平成28年度当初予算における措置状況】

事業名	予算額（千円）
不妊専門相談センター事業費	871
特定不妊治療助成事業費	214,575
男性不妊治療助成事業費	2,250
不育症治療助成事業費	1,000